

「小規模工事等契約希望者登録」を申請される方へ

「さくら市小規模工事等契約希望者登録制度」について

- (1) 小規模工事等の範囲は、市が発注する小規模な建設工事や修繕でその内容が軽易で、かつ履行の確保が容易な契約金額130万円未満のものであります。
- (2) 登録申請をした方は、登録名簿に登載され、市が小規模工事等を発注する際の指名業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。
- (3) 契約方法は、原則として複数の指名業者との見積り競争により、最も低価格の見積書を提出した方と契約することになります。なお、見積りに指名されても辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず辞退届（様式は任意）を提出して下さい。
- (4) 請け負った工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（いわゆる丸投げ）はできませんので、希望業種は自ら施工（履行）できる業種を記載して下さい。
- (5) 契約の履行は、市財務規則、その他関係法令に基づき信義にしたがって誠実に履行して下さい。

1. 登録できる方

さくら市内に主たる事業所（本社・本店）又は住所（住民登録）を有する方とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は登録できません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ていない方
- (3) さくら市入札参加資格者名簿に登録されている方
- (4) 希望する業種に必要な資格、免許等を有しない方
- (5) 市税を完納していない方

2. 登録できる業種

- (1) 登録できる業種は、建設業法で定めている業種で、3種類までとします。
（別紙小規模工事等の例示参照）
- (2) さくら市水道事業の「指定給水装置工事事業者」の指定、並びに下水道事業の「指定工事店」の指定を受けている方は、当該業種の登録は必要ありません。

3. 登録有効期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（令和6・7・8年度）

4. 申請方法

QRコードを読み取り、必要事項を入力の上、提出してください。（市役所ホームページからの提出も可能です。）

(1) 添付書類（写真又はPDFデータを添付してください。）

①市税の完納証明書

（市役所税務課で発行しています。申請日から3か月以内のものを添付してください。）

- ・個人の場合 市民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税
- ・法人の場合 法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市民税（特別徴収）

②希望業種の資格証

免許等が必要な業種の場合は、その資格・免許等の写し



5. 受付期間

令和6年2月29日（木）まで

6. 登録内容の変更

登録申請した後に、申請事項に変更を生じた場合、又は休業、廃業した場合は、速やかに変更届を提出して下さい。

7. 問い合わせ先

さくら市役所 財政課 財産管理係（市役所2階）

TEL028-681-1122